

# 中觀プラーサンギカの「弥勒請問章」受容

——『ムクシヒーリハ』II. 222. 132 解説研究——

白 館 戒 雲

(ツルティム・ケサン)

チベット仏教における、ツォンカペの顯教としての根本の依り所は既に述べるまでもなく大乗なる中觀プラーサンギカにあるが、そのツォンカペによつてプラーサンギカ仏教の綱要を表明している著作として、『レクショーニンボ』(Drainies Legs bṣad sñīn po, 『未了義了義 善說心髓』の略称)の「中觀プラーサンギカの章」の著述は重要な資料の一つである。そのことは拙稿の若干によつてもその一端について既に解説研究の仕方で窺つたことである。<sup>①</sup>

この「中觀プラーサンギカの章」は、章題にも示すように、インド仏教における中觀プラーサンギカ学派の人達が如何にしてナーガールジーナ(龍樹)の深い密意趣を解明

しようとしているか、という論旨に基づいており、二つの項目からなる論述がなされている。その第一の項目では「人・法において自性の有無を如何に説明しているか」と掲げて、中觀仏教の基本的な立場が概説されている。

その中、後半部分においては、かねてより注目される『般若經』所収の「弥勒請問章」についての論究が見られる。「弥勒請問章」は周知の通り、サンスクリットの校訂がなされており、チベット訳では『「一万五千般若經』や『一万八千般若經』に收められている。漢訳所伝の『般若經』群には見られないが、玄奘訳の無性の『攝大乘論疏』にはその一節が引用されており、一方、同チベット訳には

見られないなど、この「弥勒請問章」については関心のよせられている仏典である。近年、長尾雅人先生はこれまでの研究を総括するとともに見解を表明しておられる。<sup>③</sup>

この「弥勒請問章」には特に『解深密經』などに類似した三性の説述が見られることがある。それが『解深密經』と同じ傾向のものであるかどうか、という重要な思想的な課題を、すでにジョンカバはこの『ンクショーニンボ』において取り上げているのである。

ジョンカバにとっては「弥勒請問章」は『1[万五千般若經]』の一章であり、『般若經』を声通りにして了義として受け止めるとき、見過ぎることのできない課題があつたものと考えられる。中觀プラーサンギカ学派の人達による具体的な解説は見られないといつて、ジョンカバはこの解説を通じて、中觀プラーサンギカの立場をより鮮明にしようとした意図がうかがわれることもある。

ここに試みる拙稿は、それらの論説が展開している項目の解説研究である。

なお、本稿は拙稿『ノンクショーニンボ』の中觀プラーサンギカ章「解説研究」(『大谷大学研究年報』四)所収の「はしがき」に掲げた科文によると、(3)の中の後半部分の論述を扱うものである。

### 『解深密經』と「弥勒請問章」

(V. 215<sup>2</sup>-225<sup>3</sup>, Peking 173b<sup>4</sup>-178a<sup>5</sup>)

(I. 222,<sup>132</sup>)  
「解深密〔經〕」の三相の建立が瑜伽行派の立場として説明されるならば、「弥勒請問章」の中で三相が説かれているものも、〔瑜伽行派の立場のよう〕に同様に認めるか認めないか。

もし認めるならば、諸々の『〔仏〕母經』(『般若經』)を声通りに認めることは相応しくない。『解深密』〔經〕の〔示す〕ことである。

もし認めないとすれば、〔次のよう〕に人は言うであらう。」  
その經典(「弥勒請問章」)の中に、

弥勒よ、凡そ遍計執された色 (parikalpitam rūpam, 観計所執の色) なるものは實物として無し (adravyam) と見られるべきである。分別された色 (vikalpitam rūpam) は、分別 (vikalpa) が實物としてあるのであるから、實物として有る (sadravyam) と見られるべきである。けれども「それは」、それ自体によって起けるからではない。(na tu svatantra-vittitaly) (V. 216) 凡そ法性の色 (dharmatā rūpam) たるものが、實物としてないのでなく、實物としてあるのではなく、勝義として明らかにわれたまの (paramārtha-prabhāvitam)

であると見られるべきである。<sup>④</sup>

と言われていて、依他起 (paratantra) は実物としてあると  
説かれており、「一方、色などは名称のみであると説かれ  
ている。」色より仏に至る諸法はただ名称のみとして証明  
する場合に、「すでに『菩薩地』や『撰大乘論』にもとづい  
て指摘したように」名称の前に知覚はないのであるから、  
などの (Peking 174a) 三つの理証によつて証明されている  
から、『解深密』〔縦〕と同じであると言えば、説明しよう。  
〔「弥勒請問章」の中で〕弥勒の、

智慧の完成について実践し、菩薩行について学ぼうと  
するとき、色より仏に至るまでについてどのように学  
ぶべきか。

という問い合わせとして「世尊によひ」、  
それはただ名称のみ (nānamātrikam) であると学ぶ」  
と<sup>⑤</sup>

が説かれている。それに対して「弥勒は」、  
色云々の名称 (nāmadheyam) は仮説される依り所の事  
物を伴つてしゆ (savastikam) と認識される (upala-  
bhāye) ならば、色云々はただ名称のみとして相応し  
くないから、色などはただ名称のみであると、どのよ  
うに学ぶべきであるか。それ事物がないならば、その

と説かれていて、名称として仮説されたのは偶然なもので  
あるというよう適応するのである。偶然なものはこの場  
合、作り出されたもの (krtrima-artha) であるから、自性  
を否定するのである。

といひや、こ「の言葉」は、「唯」識派 (V. 217) のように、  
「依他起の」色などを諦成 (bden grub) といひ否定せずに、  
色などとして名称が仮説された自体として色などを諦成と  
して否定したならば、先に、色より仏に至るものがただ名  
称のみとして説かれる意図は、これは色である、云々とし  
て仮説された自体は名称して仮説されたのみにすぎないの  
であつて、仮説される依り所である色などは名称としてた

名稱も亦ただ名称のみであるということは相應しくな  
い。

と尋ねている。対象の事物 (*rastu*) があるならば、「ただ」  
(mātra) の言葉は「対象を」断つといふことがなく、もし  
「対象の事物が」ないならば、名称が起くる依り所がない  
のであるから、名称も亦無いといふのである。その答えと  
して「世尊は」、

色というより仏といふに至るまで、實に事物 (*rastu*)  
に対し偶然に (āgantukam) 名称が仮説されたのであ  
る。

だ仮説されたのみでない、と示されたことになるであろう。

そのようであるならば、後に「弥勒が」、

色などあらゆる相 (Alaksana) は無いのか。<sup>(9)</sup>

と問うた答えとして、「世尊が」

そのように言わない。<sup>(10)</sup>

と説かれて、そこで「弥勒が」、

どのようにであるか。

と問うた答えとして、「世尊が」、

世間の記号や言説としてあるけれども、勝義として

(Peking 175) はないのである。

というように、色より仏に至るまであらゆるものは勝義と

して無いことで等しく、言説として有ることで等しい、と

説かれたことが不合理となる。

それ故に、「ある人が」この「[弥勒請問] 章」によって、

『[仏] 母經』の中に「[弥勒請問章]」以前に、一切法は勝

義としてなく、言説として有ると説かれる意図が示されて

いることから、「この『般若經』を」末了義として解釈した

のは、不合理を語るものである。

従つて、名称として仮説された諸法は言説によって有り

と建てられ、作り出されたものであつて、しかも、言説に

よつて有ると、ただ建てられたのみでない、名称が起こつ

てくる「それ独自の」依り所はないけれども、一般的に名稱が起くる依り所の事物はないのでないから、それ「依り所」が有ることと、名稱としてただ仮説されたのみとして

説かれたこととは矛盾しないという意味である。そこで、

「弥勒は」

色 (V. 218) と言われる名稱がなくしては、色の事物を

見たことによつてこれは色であるということが生ぜず、

名稱によつて生ずるのであるから、色といわれるもの

が偶然に名稱として仮説される、ということはどうし

て合理的であるか。

と問うている。すなわち、色が言説によつて建てられるな

らば、その名稱は仮説されないときにも、言説によつて建

てられることがあるのであるから、色であるということが

生ずることは合理的である、と言うのである。

しかるに「世尊が」、

弥勒自らに、名稱に依らずして、事物に対して色であ

るという知覚は生ずるであろうか。

とお尋ねになつて、「弥勒が」

生じない。

とお答えしたとき、「世尊は」

「名稱に依らずして色」という知覚は生じないといふ

その事由こそによつて、色云々は偶然に名称をもつて

仮説された。

と説かれたのである。このことによつて、その事由は色などが言説によつて建てられた証明であるが、そのことより反対の証明ではないと示されているのは、色などが自相として成り立つならば、そのものにおいて色であるということが生ずるというそのことは、名称の仮説に依らずに生すべきであるといふのであって、例え(Peking 175a)「ば、芽は自相として成り立つならば、種子に依らない」と投げかけることと同じである。

一つの事物に對して同じでない多なる名称や、多くの対象に對して同一の名称が起る事由によつても亦、色などをとして仮説されたのは偶然であると説かれたことも、色等が言説によつて建てられた偶然的なものでないならば、名称の言説は自相をもつて生ずべきであつて、そのようであるならば、それら「一つのものに多くの名称が起り、多くのものに同一の名称が起ること」は不合理であるといふ意味である。(V. 219)

これらの理証によつて証明されているから、『攝大乘論』の「外境の無といふ」ように証明する心要性は何らないのである。『広破論』の中に、

そもそも、勝義として成立しているのではない。それが故に、所詮と能詮とは多種にして、混合といつて過失が見られるから、また、決定的でない故に成立しない。  
というように、『菩薩地』や『攝大乘論』にも述べる三つの理証の後者の「一つによつて、勝義として「自性の」成立を否定している」とくである。

従つて「弥勒請問章」の中で弥勒の、

そのようであるならば、色といふより仏に至るまで、凡そある事物を捉えている点から、名称や言説を仮説する色などの自体は知得対象こそとしてあるのでないか。

という尋ねは、名称を仮説する依り所としての事物があるのであるから、色などにおいて自性として成立した自体はあるのでないか、といふのである。

その答えとして「世尊が」、

色云々の名称や言説を仮説するその対象は、色などの 자체であるか、あるいは、ただ仮説のみにすぎないか。  
と説かれたとき、

ただ仮説のみにすぎない。

と「弥勒は」申し上げた。そのとき「世尊は」、

それでは、先の質問のごとく「色などの自体は知得対

象こそとしてあるのでないかといふ」考へはどうして

〔浮かんだの〕であるか。

と説いている。このことによつて、實に自相として成立し自体がなくとも、名称の依り所としての事物があることと、そ「の事物」に対する名称として仮説のみにすぎないと説かれたこととは、共に矛盾しないことを示しているのである。

そこで「弥勒が」(Peking 175b)

色などが名称や言説のみであるならば、色などの自体は知得対象となるであろうか。

というようにお尋ねしたのは、先に、仮説(220)のみにすぎないならば、自体は知得対象とならないではないか、というように、「仮説のみと、自体が知得対象となる」というようにお尋ねしたのが示されたことに対して、仮説のみであると語つても、仮説の依り所と仮説することとは承認されるべきであり、そのようであるならば、色などの自体はあるべきであるから、矛盾しないといふのである。

その答えとして「世尊が」、

その名称として仮説されたもののみにおいて、生・滅

や、雜染・清淨があるのであらうか。

とお説きになつたことに対して、「弥勒は」、

ないです。

と申し上げたとき、「世尊は、」

それでは、仮説のみであるならば、自体があることにならないではないか、という質問はどうして合理的であるうか。

とお説きになつたのである。

そこで、先に説明したように、色などはあらゆる点で無いかどうか、という問答がなされて、自体や生・滅や、雜染・清淨を否定したのは勝義としてであつて、言説として色などはある、と説かれている。そのことによつて、名称としてのただ仮説のみといふことも亦、言説としてであるのであるから、『解深密經』と「この「弥勒請問章」」の説き方とはどういうところで一致するのであるか。軌範師「アサンガ、ヴァスバンドゥ」兄弟も亦、この「『弥勒請問章』」によって「〔仏〕母經」(般若經)を末了義として解釈せずに、『解深密經』によつて解釈された事由も亦、こ「の「弥勒請問章」」も、一切法は勝義としてなく、言説としてのみ有ることが説かれていれば声通りに理解することは相応しくなく、「般若經」と同等であると、お考へになつた「からな」のである。

「そして」依他起が實物として有(實有・rūpa)で

あると説かれて「ふるいふ矛盾のない」とは、先ず最初に、その経（「弥勒請問章」）の中で三相が説かれて「いる仕方を知るべきであるから、「それについて」述べる」とにしゆう。その同じ「[弥勒請問章] の」中<sup>◎</sup>。

弥勒よ、行の相 (samskaranimitta, 心作用の兆し) のそれぞれの事態 (vastu, dinos po) における、色も<sup>◎</sup>う (v. 221) 名称 (nāma) も構想 (samjñā) や仮説 (prajñapti) や言説 (vyavahāra) じよ<sup>◎</sup>うで色の自性として遍計執<sup>◎</sup>す (rūpa-svabhāvatayā parikalpanā)、これが Peking 176a) 遍計執<sup>◎</sup>された色 (parikalpitam rūpam, 遍計所執の色) であるといひよう、これらは諸々の遍計執された仏法「である」に至るまでである。<sup>◎</sup>

というように遍計所執 (parikalpita) が確認されている。「経文の」「によつて」とは、名称として仮説された対象 (arthā) である色を知得対象として (dnīgas nas) というのである。「色の自性として遍計執する」とは、こ「の分別」によって分別すると、うことではなく、何らかのものを「知得対象として自性あるものであると」分別する自体を、遍計所執として示してくる。

分別されたもの (vikalpita) も亦、その同じ「[弥勒請問章] の」中に、

行の相（心作用の兆し）のその事態 (dīnas po, vastu) がただ分別のみ (vikalpamatra) の法性（あり方そのもの、dharmatā）として設定されて「すなわち分別によつて仮説されたのみの自体を知得対象とする」分別によつて仮説されたのみの語表現し、凡そあるものについて、「これは色」であるといい、受であるといい、想であるといふ、行であるといい、識であるといいより、仏法である、に至るまでの、これらの名稱や構想や仮説や言説なるものは分別された色である (vikalpitam rūpam)、とこうより、乃至これらは分別された仏法である。<sup>◎</sup>

法性 (dharmaṭa) も亦その同じ「弥勒請問章」の]中に、およそその遍計執された色「といふ点」によつて分別された色の永久に、永遠に無自性 (nihilsvabhāvata, Peking 176b) こそが、また、法無我 (nairātmya)、如性 (tathatā)、真実の究極 (bhūta-koti, 実際) が法性の色であるというより、これらは法性の仏法であると、いに至るまである。<sup>(3)</sup>

といふように、法性が確認されている。その中で、分別された色の無自性や法無我などは法性の色である。その法「性」も亦、分別された色がその遍計執された色として自性「がなく」、我がないのであるから、無といわれるところの我あるいは自性は遍計執されたもの (parikalpita) である。永久に、云々によつて實に、一切時にそれ「遍計執されたもの」としてそれ「分別されたもの」は空 (śūnya) であると示されるのである。

この仕方は『入中論』釈]の中で、

<sup>(3)</sup>渦まいている繩を錯覚して蛇として捉えた]かの蛇は繩において「實に」存在しないのであるから、遍計執されたもの (parikalpita) であり、「實際の蛇は」そのものにおいて存在している (parinispanna)。その蛇]はそれ「繩の蛇」の上に遍計執されたもので

ないからである。同様に、自性も亦、依他起の作られた縁起せるものの上において、實に遍計執されたものである。『中論』第十五章第二偈に、

自性は作り出されたものでなく、他に依らない。と説かれているからである。仏の領域においては「虚構されたものでなく、自性」そのものである。遍計執されていないからである。即ち、作り出された事物に触れずに、自性のみ (tan bshin 'ba' shig = gsis lugs あら方) をまのあたり (V. 223) にすることによって仏と言われる。「それ故に」この三性の建て方によつて經の意図が説明されているのである。

と説かれたものと一致するから、中觀派の三相の建て方は、『仏母經』の意味が『入中論』釈]に説かれている「ように」このように考えるべきである。

その中で、分別されたものは色より仏に至るまで縁起の依他起として考えられる。すなわち「そのことは」主なる点に關して考えたのである。色より仏に至るまで、自体として仮説されたものを遍計執されたもの(遍計所執)として説かれる自体は、あり方あるいは自性として (Peking 177a) 考えられるのであって、依他起がそれ「自性」として有る」とが遍計所執であるけれども、仏のありのままの體 (jñāna)

の対象においては、それ「自性」の在ることが円成実である。そのことはまた、依他起のあり方として有る遍計所執としてのそれ空なる、依他起のあり方であるそれこそが仏の勝義智の対象において在るのであるから、「依他起なる」一つのあり方こそがそれぞれの事体に關係して遍計所執と円成実との二として建てられるのである。

従つて、自相として成立した自性の点からいって、勝義と世俗とのいずれの法も成立しないけれども、法性の点からいって自性を建てたその場合には、世俗の法は成り立たなくとも、勝義誦は成立するのであるから、自性の有、無は詳しく述べるべきである。「作り出された事物に触れずに、自性のみをまのあたりに」理解することを説いているのは、勝義誦(V. 224)をまのあたりに理解する点において、有法の存在することが否定されており、「まのあたりに理解する点と有法の存在を否定するという」そのことの矛盾のないことは先にも説明したのである。

### 『入「中論」釈』の中に、

依他起を別にした所取能取はないから、依他起において所取能取の二として遍計執されたものが考えられるべきである。

と説かれているのは、外なるものと認識するものとにおいて

て有、無の区別は無いから、所取能取の二つは共に依他起となるのであり、かくの如くであるならば、それら二つは遍計所執として仮説される事体であつて、それら二つは「唯識派のように」所取能取の二として遍計執されたもの「とするの」は合理的でないという意味である。

それ故に、『弥勒請問「章」』の中に、「実物として有、無」が説かれている「実物」は、他の文典の中で「実物と仮説」の二として説かれる実物でもなく、中觀派が自相として成立したものと實物として説いたもので(Peking 177b)もないから、ただ存在するほどのもの「〔という意味〕」である。かくの如くであるから、遍計執されたものが實物として無いとは「遍計執されたものが」依他起のあり方として有ることはあり得ないことを意図しているが、名称や記号の対象などあり得る遍計執されたもののことではない。

分別されたもの(依他起)が實物として有るのは經典そのものの「の弥勒請問章」の中に、分別は實物としてあるのであるから、實有として建てるが、それ自らによつて起る意味によつて實有ではない、と説かれている。従つて、それ自らによる「自在なるもの」は軌範師「ナーガールジュナ」父子の本典の中で自相として成立するものという点で説いているそれなるものであるから、別の經典『解深

密經》の中や、依他起は自相として成り立つと説かれる「もの」等しくない」のである。分別は実物として(V. 225)あるから、実有として建てたことも、分別によって建てた有であるから、有として建てられているけれども、自相として成り立つ有ではないという意味である。分別によって建てたものについて、言説として有、無の区別が判別されているから、繩を蛇として分別によって建てたことと等しくないものである。

法性は実物として有無の「一つでないと説かれたのは先に〔説明する〕如き遍計所執性として無」とこと、それを否定した自性（空性）として有ることとを意図している。

以上のように考えるとき、この「〔弥勒請問〕章」は、『〔仏〕母經』の他の諸章によいで一切法は名称としてただ仮説されたのみとして説かれた誤解し易い場を、問答によって決択したのであって、三相の有無の区別も亦よく判別して、すでに先に述べた本典は建立されていると知るべきである。

三世のすべての勝者の行く一つの道である『般若經』を、その經典それ自らの中で『解深密〔經〕』と同じように末了義として決択があると「うように、分別の具わっている(Peking 178a) 指者に誤解が生ずる大きな場所が「弥勒請

問章」に見られるのであって、それにはその意味を偉大な中觀派の者たちが詳しく述べたものを見られないから、「以上」詳しく述べたのである。

### 註

① Jの解説研究に当たっては底本として Varanasi 本(略称 V, 一九七三年刊)を用い、北京版(Otani No. 6142)ラッサ版(Tho. No. 5396)を参照した。本稿の和訳については本学片野道雄教授の協力をためわった。

なお、ジョンカバの『レクシヨーリヤ』にて云てば、法尊による漢訳(一九七八)、及ぶ Robert A. F. Thurman の英訳(一九八三)が発表されています。「[I. 222. 132] の記号は、拙稿「Tsou kha pa Draññes legs bṣad sñin po 『未了義・了義善説心體』」に「—シノドシス—」(『印傳』二六一所収、一九七八)に示した科文の数字である。

② 「ンクシ ハー ハギ」の中觀ブーラーサンギカ編解説研究(II. 222~II. 222. 1121)」「大谷学報」六七一(一九八七)所収、「ンクシ ハー ハギ」の中觀ブーラーサンギカ章 解説研究(II. 222. 122~222. 1232)」「大谷大学研究年報」四一(一九九一)所収など。

③ E. Conze and Iida Shotaro, "Maitreya's Questions in The Prajñāpāṇī, Mélanges d'indianisme à la mémoire de Louis Renou, Paris, 1968.

④ 長尾雅人著『攝大乘論 和訳と注解上』(講談社、一九八

11)、118頁以下参照。

併せや、袞谷憲「新勒請問章和記」(『慶沢大學仏教學部  
編集』大所取、154頁)、阿 A Consideration on the *Byams-  
sns kyi lehu* from the historical point of view (『毘盧本』

115—156、157—158頁)、参照。

④ Peking No. 731, Di 250 a<sup>8</sup>—b<sup>2</sup> (vol. 19, 190-2-8~3-2),

Derge A 349 b<sup>2</sup>—b<sup>4</sup>, Skt. ed. Ebwari Conze and Iida Shotaro, p. 238, 27-31, IV. (43~45).

⑤ Peking No. 731, Di 243 a<sup>4</sup>—244 a<sup>4</sup> (vol. 19, 187-3-4~5-4),  
Derge A 342 b<sup>5</sup>—343 b<sup>4</sup>, Skt. (ed. E. Conze & Iida S.)

P. 233, 23—P. 234, 16, I. (1)~(5)参照<sup>o</sup>

⑥ Peking ibid., Di 244 a<sup>5</sup>—6 (Vol. 19, 187-5-6~7), Derge A 343 b<sup>4</sup>—6, Skt. ibid., p. 234, 17-21, II. (6)参照<sup>o</sup>

⑦ Peking ibid., Di 244 a<sup>7</sup>—b<sup>3</sup> (Vol. 19, 187-5-7~188-1-3),  
Derge A 343 b<sup>6</sup>—344 a<sup>3</sup>, Skt. ibid., p. 234, 21-30, II. (7)参照<sup>o</sup>

⑧ Peking ibid., Di 244 b<sup>3</sup>—5 (Vol. 19, 188-1-3~5), Derge A 344 a<sup>3</sup>—5, Skt. ibid., P. 234, 30-34, II. (8)参照<sup>o</sup>

⑨ Peking ibid., Di 247 a<sup>2</sup>—4 (Vol. 19, 189-1-2~4), Derge A 346 a<sup>6</sup>—b<sup>1</sup>, Skt. ibid., p. 236, 11-13, III. (2)参照<sup>o</sup>

⑩ Peking ibid., Di 247 a<sup>5</sup>—6 (Vol. 19, 189-1-5~6), Derge A 346 b<sup>1</sup>—3, Skt. ibid., P. 236, 13-15, III. (2)参照<sup>o</sup>

⑪ Peking ibid., 247 a<sup>6</sup>—8 (Vol. 19, 189-1-6~8), Derge A 346 b<sup>3</sup>—4, Skt. ibid., p. 236, 15-16, III. (2)参照<sup>o</sup>

⑫ Peking ibid., 247 a—b<sup>1</sup> (Vol. 19, 189-1-8~2-1), Derge  
(巨館)

A 346 b<sup>4</sup>—5, Skt. ibid., p. 236, 17-18, III. (2)参照<sup>o</sup>

⑬ Peking ibid., 244 b<sup>6</sup>—245 a<sup>4</sup> (Vol. 19, 188-1-6~2-4), Derge A 344 a<sup>5</sup>—b<sup>3</sup> 取意。梵文波<sup>o</sup> Peking No. 5188 トシテボ<sup>o</sup> A 344 b<sup>4</sup>—5 取意。梵文波<sup>o</sup> Peking No. 5188 ホシテボ<sup>o</sup>

⑭ Peking ibid., 245 a<sup>4</sup>—6 (Vol. 19, 188-2-4~6), Derge A 344 b<sup>4</sup>—5 取意。梵文波<sup>o</sup> Peking No. 5188 ホシテボ<sup>o</sup>

⑮ Peking ibid., 245 a<sup>6</sup> (Vol. 19, 188-2-6), Derge A 344 b<sup>5</sup>,  
Skt. ibid., p. 234, 41, II. (1)参照<sup>o</sup>

⑯ Peking ibid., 245 b<sup>1</sup>—246 a<sup>1</sup> (Vol. 19, 188-3-1~4-1), Derge A 345 a<sup>1</sup>—7, Skt. ibid., p. 234, 42—P. 235, 2, II. (2)参照<sup>o</sup>

⑰ Toh. No. 3830, Tsa 107 a<sup>3</sup>—4.

⑱ 『御靈書』及『釋大乘譜』之略<sup>o</sup>及<sup>o</sup>川<sup>o</sup>釋<sup>o</sup>御<sup>o</sup>靈<sup>o</sup>書<sup>o</sup>『御靈書』『御靈書』<sup>o</sup> H—II—III—V. P. 67.

⑲ Peking No. 731, Di 246 a<sup>1</sup>—3, Derge A 345 a<sup>7</sup>—b<sup>2</sup>, Skt.,  
P. 235, 27—31, III. (13)参照<sup>o</sup>

⑳ Peking ibid., 246 a<sup>3</sup>—5 (Vol. 19, 188-4-3~5), Derge A 345 b<sup>2</sup>—3, Skt., P. 235, 31-35, III. (14)参照<sup>o</sup>

㉑ Peking ibid., 246 a<sup>5</sup> (Vol. 19, 188-4-4-5), Derge A 345 b<sup>3</sup>,  
Skt., p. 235, 35-36, III. (15).

㉒ Peking ibid., 246 a<sup>5</sup>—8 (Vol. 19, 188-4-5~8), Derge A 345 b<sup>3</sup>—5, Skt., p. 235, 36-42, III. (16)参照<sup>o</sup>

㉓ Peking ibid., 246 b<sup>1</sup>—4 (Vol. 19, 188-5-1~4), Derge A 345 b<sup>6</sup>—346 a<sup>3</sup>, Skt., p. 235, 46—P. 236, 5, III. (19)参照<sup>o</sup>

㉔ Peking ibid., 246 b<sup>4</sup>—8 (Vol. 19, 188-5-4~8), Derge A

346a<sup>3-5</sup>, Skt., p. 236, 5-9, III. (2)取意°

(25) Peking ibid., 246b<sup>8</sup>-247a<sup>1</sup> (Vol. 19, 188-5-8~189-1-1),

Derge A 346a<sup>5-6</sup>, Skt., p. 236, 9, III. (2)取意°

(26) Peking ibid., 247a<sup>1</sup> (Vol. 19, 189-1-1), Derge A 346a<sup>6</sup>,

Skt., p. 236, Skt., p. 236, 9-11, III. (2)取意°

(27) 補(2)～(2)ノ取意ヘシ。

(28) Peking ibid., 249b<sup>2-6</sup> (Vol. 19, 190-1-2~6), Derge A 348b<sup>6</sup>-349a<sup>1</sup>, Skt., p. 238, 9-12, IV. (3)取意°

(29) Peking ibid., 249b<sup>6</sup>-250a<sup>1</sup> (Vol. 19, 190-1-6~2-1), Derge A 349a<sup>1-3</sup>, Skt., p. 238, 12-16, IV. (4)取意°

(30) Peking ibid., 250a<sup>1-4</sup> (Vol. 19, 190-2-1~4), Derge A 349a<sup>3-6</sup>, Skt., p. 238, 16-21, IV. (4)取意°

(31) Louis de la Vallée Poussin (ed.), pp. 201-202, 小川一乗

『翻註照應の研究』1111回—1111五重參照°  
mtsho <1898-1946>; Legs bṣad sñin po'i 'jug nogs, smad cha) རྒྱྲ མླ གྱ

「仮説は法性の有法の11を共に11覽にならひや、法性を11  
覽にならひ」の観になつた点で、因縁によつて作り出されたものに触れずば、即ち、その有法なるものを見11覽にならぬ仕方で、自性のみをあとのあたりにする点からそれを理解するのであるから、仮といわれる[1]々 (248a<sup>3-4</sup>)°。

と説明してゐる。

(32) 前掲小川『研究』1111五重参照°

(33) 「攝決攝分」の伽葉など、『ムクシヒーイハニ』にゆ合用、V. pp. 46-47.

(34) 『入中譯』第六章第一一七偈に示すゆのなべ°

(35) チヤンキヤの『宗義書』には實物 (dravya) の四義を提示してゐる。「(1)一般的にただ存在するがるものと實物として有と考えられるのは、どのようなものであつても、存在しへいるならば、すべて實物として存在するものである」と言われる」と述べてある。その反対の仮説としての者は、「人法」11我の如く分別によつてありと捉えてもあるのでないものである。(2)効果的作用の實物の有は諸の事物であつて、その反

対の仮説有は「無為の」共相である。(3)堅く不變の實物の有は無為の虛空と攝滅と非攝滅の諸滅であつて、この反対の仮説有は無常なるものである。(4)独立自存の實物の有は根識の捉えられる」となつた色や自立している識である。」の反対の仮説有は不相應行と仮説された諸法である。(Varanasi, 1970, pp. 178<sup>16</sup>-179<sup>6</sup>) に見られる(1)が(1)の實物を指示してゐる。

(36) 註(4)参照°  
(37) 『中觀光明論』を指すのである。この『ムクシヒーイハニハニ』で次のようないの『譯』の一節を引用して言及している。世尊によつて不生などが説示されたのはまさに勝義に関する点のみでなれており、三種の無自性の密意趣を説示し

て、一方を遠離する中道を説き示すために、おやじア義なる本典『般若經』が確立なつてゐる。(V. p. 124, 片野道雄「ゾンカペの解明するシャンタラクシタの中觀思想——『善說心髓』試解——」『仏教學セミナー』四四号、一一〇頁参照)

④) いの『ムクシムーリンボ』で語及するナトナーカラシャーナティの『般若波羅蜜ウバダーンヤ』(Toh. No. 4079, Derge Hi 136a<sup>6</sup>—, O No. 5579)における主張など。V. p. 88.

(平成四年十一月十六日受付)  
(本学助教授 仏教學)